

和歌山市企業局請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山市企業局の所掌する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、原則として全ての工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者は、和歌山市請負工事監督規程（平成11年訓令第12号）第2条第1号に定める監督職員及び和歌山市工事検査規程（平成10年訓令第2号）第2条第2号に定める検査員とする。

(評定の時期)

第4条 監督職員は、建設工事請負契約書第32条に定める工事の完成後及び同契約書第39条に定める指定部分に係る工事の完成後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

2 検査員は、和歌山市工事検査規程第4条に定める完成検査、中間検査、部分引渡し検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、1件の工事の評定者となる監督員が2名以上となるときは、監督員が協議の上、評定を行うものとする。

2 評定結果は、「工事成績評定表」又は「工事成績評定表〔簡易型〕」（別記様式第1号。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 工事成績の採点は、「工事成績採点表」又は「工事成績採点表〔簡易型〕」（別記様式第2号。以下「採点表」という。）により行うものとし、評定表の採点は採点表によることとする。

4 細目別評定点の算出は、「細目別評定点採点表」又は「細目別評定点採点表〔簡易型〕」（別記様式第3号。以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

5 請負代金額が250万円以上の工事については、土木工事にあつては別表1、建築工事にあつては別表2に示す「考査項目別運用表」によって採点するものとする。

6 請負代金額が250万円未満の工事については簡易型工事成績評定とし、土木工事にあつては別表3、建築工事にあつては別表4に示す「簡易型考査項目別運用表」によって採点するものとする。

7 考査項目別運用表の採点にあつては、別紙7「施工プロセスチェックリスト」及び別紙

8「出来形及び品質のばらつきの考え方」（建築工事を除く）を考慮するものとする。

(評定に関する図書の作成及び送付)

第6条 監督職員が作成する評定に関する図書は、次のとおりとする。

(1) 評定表

(2) 採点表

(3) 細目別採点表

(4) 審査項目別運用表のうち別表1から別表4に示す監督職員が記入する審査項目別運用表
2 監督職員は、前項の規定により作成した図書を検査員に速やかに送付しなければならない。
第7条 検査員が作成する評定に関する図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定により送付を受けた評定表に検査員の評定点を記入した評定表

(2) 前条第2項の規定により送付を受けた採点表に検査員の審査を記入した採点表

(3) 前条第2項の規定により送付を受けた細目別採点表に検査員の評定点を記入した細目別採点表

(4) 審査項目別運用表のうち別表1から別表4に示す検査員が記入する審査項目別運用表

2 検査員は、前項の規定により作成した図書を速やかに工事担当課及び契約課に送付しなければならない。

(評定に関する図書の保管)

第8条 前2条の規定により作成した図書は、次の表のとおり保管するものとする。

	評定表	採点表	細目別採点表	審査項目別運用表
工事担当課	1部	1部	1部	1部
検査員	1部	1部	1部	1部
契約課	1部	1部	1部	

2 前項に規定する図書の保管期間は、和歌山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(評定結果の通知)

第9条 管理者は、第7条第2項各号に規定する図書の送付があったときは、当該工事の受注者に対して評定の結果を「工事成績評定通知書」（別記様式第4号）により、遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第10条 管理者は、評定の結果を通知した後、評定を修正しなければならないと認める場合（工事完成検査完了後において、目的物の引渡しを受けた後、契約不適合責任期間中に契約不適合（種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの）が判明し、この契約不適合の修正を行う場合等をいう。）は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第9条又は前条に規定する通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面、電子メール又はファクシミリにより、通知をした管理者に対して評定点等について説明を求めることができるものとする。

2 前項に規定する書面、電子メール又はファクシミリの提出先は、契約課とする。電子メール又はファクシミリにより提出した場合は、着信を確認しなければならない。

(説明請求に対する回答)

第12条 管理者は、前条第1項に規定する説明を求められたときは、その請求が検査員の評定に関するものであるときは検査員に、監督職員の評定に関するものであるときは監督職員に「工事成績評定に係る説明書」（別記様式第5号）を作成させて、速やかに受注者に回答

するものとする。

2 前項に規定する回答の事務処理は、監督職員が行うものとする。

(その他)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要領施行の際、現に施行中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に履行中の建設工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領施行の際、現に施工中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領施行の際、現に施工中の工事に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領施行の際、現に施工中の工事に関しては、なお従前の例による。

別表1 (請負代金額が250万円以上の土木工事)

考查項目	細別	工種	監督員	総括監督員	検査員	
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙1①	—	—	
	II 配置技術者	(共通)	別紙1①	—	—	
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙1②	—	別紙3①	
	II 工程管理	(共通)	別紙1②	別紙2①	—	
	III 安全対策	(共通)	別紙1③	別紙2①	—	
	IV 対外関係	(共通)	別紙1③	—	—	
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(一般土木工事共通)	別紙1④(1)	—	別紙3②(1)	
		機械設備工事	別紙1④(2)		別紙3②(2)	
		電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	別紙1④(3)		別紙3②(3)	
	II 品質	コンクリート構造物工事	別紙1⑤(1)	—	別紙3③	
		土工事			別紙3③	
		護岸・根固・水制工事			別紙3④	
		鋼橋工事			別紙3⑤	
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙3⑥	
		舗装工事			別紙3⑦	
		法面工事			別紙3⑧	
		基礎工事及び地盤改良工事			別紙3⑨	
		海岸工事			別紙3⑨	
		コンクリート橋上部工事			別紙3⑩	
		塗装工事			別紙3⑪	
		トンネル工事			別紙3⑪	
		植栽工事			別紙3⑫	
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙3⑫	
		電線共同溝工事			別紙3⑬	
		維持工事			別紙3⑭	
		修繕工事			別紙3⑭	
		下水道工事			別紙3⑮	
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙3⑯	
		道路工事			別紙3⑰	
		二次製品構造物工事			別紙3⑱	
		フィルダム・ため池工事			別紙3⑲	
		管工事			別紙3⑳	
		補強土壁工事			別紙3㉑	
		ほ場整備工事			別紙3㉒	
		農用地造成工事			別紙3㉓	
		山腹工事			別紙3㉔	
		落石防止工事			別紙3㉕	
		木製構造物工事			別紙3㉖	
		漁礁工事			別紙3㉗	
		増殖場造成工事			別紙3㉘	
		機械設備工事			別紙1⑤(2)	別紙3㉙(1)
		電気設備工事			別紙1⑤(3)	別紙3㉙(2)
		通信設備工事・受変電設備工事				別紙3㉙(3)
		上記以外の工事又は合併工事			別紙1⑤(1)	別紙3㉙(4)

別表 1 (続き)

考查項目	細別	工種	監督員	総括監督員	検査員
3 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	—	—	別紙 3㉔ (1)
		土工事 (盛土・築堤工事等)			
		切土工事			
		護岸・根固・水制工事			
		鋼橋工事			
		地すべり防止工事			
		舗装工事			別紙 3㉔ (2)
		法面工事			
		基礎工工事			
		コンクリート橋上部工事			
		塗装工事 (工場塗装を除く)			
		植栽工事			
		防護柵 (網) 工事			別紙 3㉔ (3)
		標識工事			
		区画線工事			
		維持修繕工事			
		電線共同溝工事			
		下水道工事			
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 3㉔ (4)
		道路工事			
		二次製品構造物工事			
		フィルダム・ため池工事			
		管工事			
		補強土壁工事			
		ほ場整備工事			別紙 3㉔ (5)
		農用地造成工事			
		山腹工事 (柵工・筋工・伏工等)			
		落石防止工事			
木製構造物工事					
漁礁工事 (現場打ちコンクリート漁礁)					
漁礁工事 (鋼製漁礁)	別紙 3㉔ (6)				
増殖場造成工事 (転石礁)					
機械設備工事					
電気設備工事					
通信設備工事・受変電設備工事					
上記以外の工事又は合併工事					
4 工事特性	I 施工状況への対応	(共通)	—	別紙 2②	—
5 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 1⑥	—	—
	II 市産品	(共通)	別紙 1⑦	—	—
	III 材料調達	(共通)	別紙 1⑦	—	—
6 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	—	別紙 2③	—
7 法令遵守等		(共通)	—	別紙 2④	—

別表 2 (請負代金額が 250 万円以上の建築工事)

考査項目	細別	工種	監督員	総括監督員	検査員
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 1①	—	—
	II 配置技術者	(共通)	別紙 1①	—	—
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 1②	—	別紙 3①
	II 工程管理	(共通)	別紙 1②	別紙 2①	—
	III 安全対策	(共通)	別紙 1③	別紙 2①	—
	IV 対外関係	(共通)	別紙 1③	—	—
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 1④	—	別紙 3②
	II 品質	建築工事	別紙 1⑤-建築	—	別紙 3③-建築
		電気設備工事	別紙 1⑤-電気		別紙 3③-電気
		機械設備工事	別紙 1⑤-機械		別紙 3③-機械
		解体工事	別紙 1⑤-解体		別紙 3③-解体
	II 品質 最終評価		別紙 1⑤-1	—	別紙 3③-1
	III 出来ばえ	建築工事	—	—	別紙 3④-建築
		電気設備工事			別紙 3④-電気
		機械設備工事			別紙 3④-機械
		解体工事			別紙 3④-解体
III 出来ばえ 最終評価		—	—	別紙 3④-1	
4 工事特性	I 施工条件等への対応	(共通)	—	別紙 2②-1	—
				別紙 2②-2	
5 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 1⑥-1	—	—
			別紙 1⑥-2		
	II 市産品	(共通)	別紙 1⑦	—	—
III 材料調達	(共通)	別紙 1⑦	—	—	
6 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	—	別紙 2③	—
7 法令遵守等		(共通)	—	別紙 2④	—

別表 3 (請負代金額が 250 万円未満の土木工事)

考査項目	細別	工種	監督員	総括監督員	検査員
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 4①②	—	—
	II 配置技術者	(共通)	別紙 4①②	—	—
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 4①②	—	別紙 5①②
	II 工程管理	(共通)	別紙 4①②	別紙 5①②	—
	III 安全対策	(共通)	別紙 4①②	別紙 5①②	—
	IV 対外関係	(共通)	別紙 4①②	—	—
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 4①②	—	別紙 5①②
	II 品質	(共通)	別紙 4①②	—	別紙 5①②
	III 出来ばえ	(共通)	—	—	別紙 5①②
4 工事特性	I 施工条件等への対応	(共通)	—	別紙 2②	—
5 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 1⑥	—	—
	II 市産品	(共通)	別紙 1⑦	—	—
	III 材料調達	(共通)	別紙 1⑦	—	—
6 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	—	別紙 5①②	—
7 法令遵守等		(共通)	—	別紙 2④	—

別表 4 (請負代金額が 250 万円未満の建築工事)

考査項目	細別	工種	監督員	総括監督員	検査員
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 4	—	—
	II 配置技術者	(共通)	別紙 4	—	—
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 4	—	別紙 6
	II 工程管理	(共通)	別紙 4	別紙 5	—
	III 安全対策	(共通)	別紙 4	別紙 5	—
	IV 対外関係	(共通)	別紙 4	—	—
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 4	—	別紙 6
	II 品質	(共通)	別紙 4	—	別紙 6
	III 出来ばえ	(共通)	—	—	別紙 6
4 工事特性	I 施工条件等への対応	(共通)	—	別紙 2②-1	—
				別紙 2②-2	
5 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 1⑥-1	—	—
			別紙 1⑥-2		
	II 市産品	(共通)	別紙 1⑦	—	—
	III 材料調達	(共通)	別紙 1⑦	—	—
6 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	—	別紙 5	—
7 法令遵守等		(共通)	—	別紙 2④	—